

ナイト・デポジット規定

1. (利用目的)

このナイト・デポジットは、当店における本人名義の当座勘定、普通預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。
2. (利用方法)
 - (1) このナイト・デポジットを利用するときは、現金のほか預金に受け入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を、当行所定の入金票および通帳等とともに当行所定の預入バッグ（以下「預入バッグ」という）に入れ、その預入バッグを施錠のうえナイト・デポジットに投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他の必要事項を記入してください。
 - (2) 預入バッグを投入したのちは、ナイト・デポジットの扉が閉じたことを確認のうえ、必ずタイムレシーターを受け取ってください。
3. (預金への受入処理)
 - (1) このナイト・デポジットに投入された預入バッグ内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
 - (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。
4. (預入バッグ等の返却)

預入バッグならびに通帳等は、当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。
5. (鍵の保管等)
 - (1) 投入口鍵は利用者が保管し、その鍵を使用してナイト・デポジット扉の開閉を行ってください。
 - (2) 預入バッグの鍵正副 2 個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、預入バッグの開閉に使用します。
6. (鍵、預入バッグの喪失、毀損)

投入口鍵、預入バッグおよび預入バッグ正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。
7. (損害の負担等)

このナイト・デポジットの利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、預入バッグの不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、このナイト・デポジットについて第 1 条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。
8. (反社会的勢力との取引拒絶)

このナイト・デポジットは、次のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の一にでも該当する場合には、当行はこのナイト・デポジットの契約をお断りするものとします。

 - (1) 本人が契約時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (2) 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団

準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 本人が自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前①～④に準ずる行為

9. (解約等)

- (1) この契約は、本人または当行の都合により、いつでも解約することができます。この場合には、投入口鍵、預入バッグおよび預入バッグ正鍵を直ちに当店へ返してください。
- (2) 前条のほか、本人との契約を継続することが不適切である場合には、当行はこのナイト・デポジットの利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。この場合、直ちに第1項と同様の手続きをとってください。この解約によって生じた損害については当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

10. (譲渡・転貸等の制限)

このナイト・デポジットの使用権は譲渡・転貸または質入することはできません。なお、投入口鍵、預入バッグおよび預入バッグ正鍵についても同様とします。

11. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

12. (規定の変更)

- (1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上